

下関市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領

令和5年（2023年）4月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3に基づき実施する下関市マンション管理計画認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）管理計画 法第5条の3に規定する管理組合によるマンションの管理に関する計画であって、次に掲げる事項を記載したものをいう。

ア 当該マンションの修繕その他の管理の方法

イ 当該マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

ウ 当該マンションの管理組合の運営の状況

エ その他規則で定める事項

（2）集会 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第34条第1項に規定するものでいわれる総会（臨時総会も含む。）をいう。

（3）事前確認 公益財団法人マンション管理センターが実施する事前確認に係る講習を受けたマンション管理士が、認定基準への適合状況を事前に審査することをいう。

(対象区域及び物件)

第3条 管理計画の認定の対象区域は、下関市全域とする。

2 対象物件は、2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分があり、かつ廊下などの共有部分を介して各住宅へ出入りするもの、並びにその敷地及び附属施設とする。

(認定基準)

第4条 認定基準は、別表1のとおりとする。

2 前項の認定基準は、第11条の認定の更新申請について準用する。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定を受けた日から5年間とし、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定の有効期間の満了日までに認定の更新申請があった場合において、従前の認定は、当該認定の有効期間の満了後も更新申請に対する処分がなされるまでの間はその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定の申請者)

第6条 管理計画の認定の申請者（以下「申請者」という。）は、マンションの管理組合の管理者等とし、認定申請に当たっては、事前にその旨を管理組合の集会で決議を得なければならない。

2 複合用途型のマンション（店舗等を含む。）における申請者は、全体管理組合の管理者等とし、全体共用部分並びに住宅及び店舗の一部共用部分のそれぞれに管理者等が存在する場合は、全体管理組合及び住宅管理組合の合意に基づき申請を行うものとする。

3 団地型のマンションにおける申請者は、団地管理組合（区分所有法第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の管理者等とする。ただし、各棟それぞれに管理者等が存在する場合は、各棟の管理組合の管理者等と団地管理組合の管理者等が連名で申請を行うものとする。

(審査対象)

第7条 認定対象となる管理計画の範囲は、次に掲げるもののうち、商業等の用に供する部分を除くものとする。

(1) マンション全体共用部分

(2) 住宅一部共用部分

(3) 団地全体共用部分（団地型のマンションに限る。）

(認定申請に係る事前確認)

第8条 申請者は、次条に規定する認定の申請を市長に対して行う前に、マンションの管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの管理計画認定手続支援システム（以下「支援システム」という。）において事前確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 事前確認は、申請者の選択により、一般社団法人マンション管理業協会のマンション管理適正評価制度又は一般社団法人日本マンション管理士会連合会のマンション管理適正化診断サービスと併用し、申請ができるものとする。

3 第1項の事前確認は、第11条の認定の更新申請について準用する。

(認定の申請)

第9条 申請者は、法第5条の3第1項に規定する市長に対する認定の申請を、支援システムにより行うものとする。

2 第11条の認定の更新申請は、前項の規定を準用する。

3 申請の際には、規則別記様式第一号による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第1条の2第1項各号に定める書類（以下「添付書類」という。）及び前条で定める事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

(管理計画の認定)

第10条 市長は前条の規定による申請を受けた場合は、認定申請書及び事前確認適合証を審査し、別表1の基準に適合するときは、マンションの管理計画の認定をするものとする。

2 別表1の基準に係る審査は、第8条第1項で定める事前確認適合証

をもって基準に適合していることを確認するものとする。

- 3 前2項の規定は、第11条の認定の更新申請について準用する。
- 4 市長は第1項の認定を行うときは規則別記様式第一号の二の認定通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 5 市長はマンションの管理計画が別表1の基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画の不認定通知書（要領第1号様式）により、その旨を申請者に通知しなければならない。

（認定の更新申請）

第11条 申請者は、法第5条の6に規定する認定の更新をしようとするときは、規則別記様式第一号の三による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類及び前条で定める事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

（認定の更新）

第12条 市長は前項の認定を行うときは規則別記様式第一号の四の認定更新通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 2 市長はマンションの管理計画が別表1の基準に適合しないと認めるときは、第10条第5項を準用し、申請者にその旨を通知する。
- 3 市長は管理計画の認定を受けたマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）の管理組合の管理者等（以下「認定管理者等」という。）に対し、認定の有効期間の満了日の1年前までに認定の更新を案内する書面を送付するものとする。

（変更の認定申請）

第13条 管理計画認定マンションの認定管理者等は、法第5条の7に規定する変更をしようとするときは、規則別記様式第一号の五の変更認定申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

（変更の認定）

第14条 市長は前条の変更の認定申請に基づき、変更後の管理計画に

ついて、別表 1 の基準に係る審査を経て、変更の認定を行うときは、規則別記様式第一号の六による変更認定通知書に変更申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を認定管理者等に通知しなければならない。

- 2 市長は変更後の管理計画が別表 1 の基準に適合しないと認めるときは、第 10 条第 5 項を準用し、申請者にその旨を通知する。
- 3 市長は認定管理者等に対し、少なくとも年 1 回、変更があった場合は変更の申請が必要である旨を案内する書面を送付するものとする。
- 4 市長は前項の文書を送付する際に、変更の有無について確認をする書面を同封するものとする。

(手数料)

第 15 条 第 9 条、第 11 条及び第 13 条の申請に係る手数料の額は、下関市手数料条例（平成 24 年条例第 10 号）で定める。

- 2 第 9 条、第 11 条及び第 13 条の申請に係る手数料の納付の方法は、申請が行われる前に、申請を予定している者と調整の上、決定する。

(申請の取り下げ)

第 16 条 第 9 条又は第 11 条の申請者は、市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取下届(要領第 2 号様式)を市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第 17 条 認定管理者等は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめようとする場合は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申出書(要領第 3 号様式)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第 18 条 市長が法第 5 条の 8 の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、管理状況報告依頼書(要領第 4 号様式)により認定管理者等へ通知しなければならない。

- 2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理状況報

告書(要領第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第19条 市長による法第5条の9の規定による改善命令は、改善命令書(要領第6号様式)により行うものとする。

2 認定管理者等が、前項の規定に伴う報告をする場合は、改善報告書(要領第7号様式)により市長に報告しなければならない。

3 第1項の改善命令を行う際には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により弁明の機会の付与を行うものとする。

(認定の取消し)

第20条 市長が法第5条の10第1項の規定に基づき認定の取消しを行う場合には、同条第2項の規定に基づき、認定取消通知書(要領第8号様式)により通知を行う。

2 前項の認定の取消しを行う際には、行政手続法第13条第1項第1号の規定により聴聞の通知を行うものとする。

(管理計画認定マンションの公表)

第21条 認定申請をしようとする管理組合の管理者等が、認定を受けた際の公表に同意した場合、市長は当該申請に係る管理計画認定マンションの名称、所在地及び本市が付与する認定コード等を公表するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。